

株式会社エコ・サポート「夢洲天然ガス発電所建設事業
計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成26年4月14日
経 済 産 業 省

本日、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の6の規定に基づき、株式会社エコ・サポート「夢洲天然ガス発電所建設事業計画段階環境配慮書」について、株式会社エコ・サポートに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見の内容は、別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：大阪市此花区夢洲
原動力の種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
出 力：最大1,000万キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	平成26年 1月14日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成26年 2月28日
経 済 産 業 大 臣 意 見	平成26年 4月14日

問い合わせ先：電力安全課 磯部、櫻福

電話：03-3501-1742（直通）

株式会社エコ・サポート「夢洲天然ガス発電所建設事業計画段階環境配慮書」
に対する意見の内容

夢洲天然ガス発電所建設事業（以下「本事業」という。）は、総出力最大1,000万キロワットの大規模な火力発電所を建設するものであり、その工事の実施及び施設の供用に当たっては、様々な環境負荷が広範囲に影響を及ぼす可能性があると考えられる。また、現段階において、通常、環境影響評価法の対象規模の火力発電所に係る事業では行われる地権者等の関係者との調整が未了であり、設備の諸元等も本計画段階環境配慮書（以下「本配慮書」という。）には示されていない。さらに、事業実施想定区域及びその周辺は、人口及び産業の集中により各種環境法令により人の健康の保護及び生活環境の保全が求められる地域であり、環境の基準を達成していない地点がなおも存在する。

このような事業特性及び地域特性を踏まえれば、本配慮書は、事業に係る環境保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）を網羅しているとは言えず、また、予測調査等を行うべき事項を限定した理由自体も科学的根拠が乏しく、本事業によって重大な環境影響が生じないと判断するに足る検討内容を具備していない。

このため、事業者は、重大な環境影響が懸念される事項について検討を行い、具体的な事業内容を決定する際には、重大な環境影響が生じないように配慮することが必要である。また、本事業は、事業の前提としている事業内容、スケジュール等が変更される可能性があり、これらの変更に伴い環境への影響と程度が予測と異なることが想定されることから、これらの事項が一定程度確定した段階で、再度、計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価を行うことが必要である。さらに、事業者は、関係自治体の意見を十分勘案し、環境影響評価において重要である住民関与についても十全を期すとともに、関係する行政機関及び一般から求める環境の保全の見地からの意見に対して誠実に対応されたい。